

# 市民社会から核不拡散条約(NPT)締約国への共同声明\*

2022年1月10日

世界が COVID-19 感染拡大に取り組み続ける中、私たち全員を脅かす他の地球規模の課題、たとえば、悪化する地球規模の気候危機や壊滅的な核戦争の脅威を見失うわけにはいきません。これらはすべて、コフィー・アナン前国連事務総長の言葉を借りれば、「パスポートのない問題」なのです。

このパンデミックによる世界的危機の規模は、複数の政治的失敗によるものです。政府やその他の関係者は、国境を越えた脅威や、その影響を防止・軽減するために必要な措置について、世界中の科学者が発した警告を何度も無視し、退けてきました。私たちは今、動きの速いコロナウイルスや気候危機との闘いにおいて極めて重要な地点にいるだけでなく、核戦争の脅威を減らし核兵器を廃絶するための長期にわたる努力においても転換点に立っています。

世界の核保有国間の緊張は高まり、核使用のリスクは増大し、核兵器の更新や改良に何十億ドルもが費やされ、核軍縮の進展は停滞し、核競争を抑制してきた重要な協定も深刻な危機にさらされています。

これらの世界的危機から学ぶべき多くの教訓の一つは、人間よりも利益を優先し、最も強力な者を優遇する見せかけの「国家安全保障」政策を口実に、科学を無視してはならない、ということです。

米国による広島と長崎への恐ろしい原爆投下から 75 年以上が経過し、核不拡散条約 (NPT) の締約国が条約の無期限延長につながる一連の決定を採択してから 25 年以上が経過しています。このような背景から、この声明を支持する市民社会団体は、NPT 締約国に対して以下の 3 つの重要なメッセージを提唱します。

## 1. NPT に対する世界の支持は強い。しかし、NPT が長期的に存続できる保証はない。

各国が NPT への支持を改めて表明していることは心強いことです。しかし条約は、それが履行されてこそ強固なものとなります。コンセンサスに基づく NPT 再検討会議の決定が履行されない状態が長く続けば続くほど、条約とその義務の重みは薄れていくことでしょう。NPT の長期的な存続のためには、すべての国がその義務を完全に履行しなければなりません。過去の NPT 再検討会議の公約と行動措置は、依然として有効です。これには、歴史的な 1995 年の再検討・延長会議で合意されたベンチマークや、2000 年と 2010 年の再検討会議でなされたさらなる公約が含まれます。それ以来、核軍縮プロセスは停滞しており、NPT 上の核兵器国 5 カ国は、NPT 第 6 条の義務を果たしていると信頼できる形で主張することができません。

## 2. 世界情勢の深刻な状況、核紛争と軍拡競争のリスクの高まりは、責任ある国家による新たな大胆なリーダーシップを求めている。

過去の行動計画を履行することは、NPT の規定を前進させるための土台であって、天井であってではありません。核兵器使用のリスクはあまりにも高く、特に攻撃的なサイバー作戦や人工知能が世界の安全保障環境に前例のない不確実性をもたらしていることから、増

\* 原文および賛同団体数・団体名は、Reaching Critical Will 参照。  
<https://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2022>

大しています。新たな安全保障上の同盟関係は、核不拡散保障措置体制にかつてない脅威をもたらし、地域的な軍拡競争へとエスカレートしています。このような環境だからこそ、すべての国が核兵器廃絶による核リスク削減のために大胆な行動を取ることが求められます。この行動は「あらゆる核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上的結末に対する深い懸念」に根差したものです。多くの国が、現在発効している核兵器禁止条約（TPNW）に加わり、核軍縮に取り組む姿勢を示しています。TPNWは、核戦争の脅威をなくし、核兵器を廃絶するという共通の目標に大きく貢献するものです。

### 3. 変化に抵抗する人々はさらなる前進のために適切な「環境」ではないと言うが、責任ある行動者はいたるところでこの挑戦に立ち上がっている。

世界は、軍縮のための環境が「整う」まで待つことはできません。紛争予防と解決、非核軍事力の管理、人権の保護、気候や環境の保護、その他の重要な取り組みにおいて成功すれば、核軍縮を促進することになるのは事実です。しかし、協定交渉や単独行動によって軍縮のために行動することは、核兵器のない世界を実現するための環境を整えると同時に、世界の他の緊急の課題の解決に積極的に貢献する相互信頼の環境を構築することにつながります。

第10回NPT再検討会議は、現在の軌道を修正し、加速する軍拡競争を減速・反転させ、核拡散を防止し、核兵器の終焉をもたらすための努力を集中する重要な機会を提供するものです。

以下に署名した91団体は、NPT締約国および国際社会に対し、新たな大胆なリーダーシップを発揮するよう求めます。私たちは、すべてのNPT締約国に対し、根深い政治的対立を超えて、NPT第6条の目標を前進させ、軍縮の更なる進展のために必要なモメンタムを創出し、核戦争の惨事から人類を救うための行動計画に対する多数の支持を構築するために協働することを求めます。

NPT再検討会議において核軍縮と不拡散を前進させるために締約国が検討すべきより詳細な分析と勧告は、この要請書の賛同団体リストの後に記載されています。

**賛同団体(一覧)**  
(91団体、略)

## NPT 締約国に対する分析と提言(要旨)\*

### I. いま行動すべきとき

広島・長崎への原爆投下から 75 年以上が経った。1945 年末までに 21 万人以上が犠牲になり、その後も被爆者やその子・孫たちは今日まで身体的・心理的影響を受けてきた。朝鮮半島から来た人たちや他国の軍人たちも被爆し同様に苦しんできた。

核兵器の開発、実験、使用などすべての段階で被害者がつくられてきた。先住民族は核実験やウラン採掘で被害者となり、放射線は女性に偏った影響をもたらしてきた。沈黙が強要され、嘘がまかり通り、疎外された人々には情報が隠された。核兵器の被害に国境はない。

広島・長崎に落とされた原爆は今日の基準では小さく粗雑なものであり、現在の核兵器の能力ははるかに破壊的である。近年核削減は緩慢になり、代わりにより強力な核兵器のための競争に巨額が投じられている。2010 年の NPT 再検討会議では安全保障政策における核兵器の役割の縮小が合意されたが、10 年経って核兵器の役割は——核保有国でも共謀する同盟国（いわゆる「核の傘」の国々）でも——拡大している。ウクライナや台湾海峡は潜在的な引火点であり、核兵器がまた使用されてしまう高いリスクがある。

2020 年には世界で 730 億ドルが核兵器のために支出された。いわゆる低威力などと呼ばれ実戦向きとされる新型核兵器への投資が進み、1945 年 8 月 10 日以降維持されてきた核使用のタブーが破られる恐れが高まっている。低威力というのは誤称であって、実際には広島原爆の 3 分の 1 の威力がある。退役したはずの核兵器が、企業の圧力によって復活していることさえある。

新たな危険が、核兵器廃絶の緊急性を高めている。サイバー攻撃力や人工知能などの新たな技術は、核兵器の近代化計画と組み合わせることでリスクを高めている。極超音速兵器、復活する中距離ミサイル、核・通常兵器両用の運搬手段などが、危険と不安定性を高めている。

核保有国や同盟国による核の訓練など戦争ゲームの規模や速度が上がっている。継続するミサイル実験や核保有国の軍隊同士の接近が核の危険を高めている。

2021 年 9 月に発表された豪英米 3 国軍事同盟（AUKUS）は、オーストラリアが原子力潜水艦を非核保有国として初めて取得するものとしている。これは保障措置体制への前例なき脅威であり、地域的軍拡競争をも刺激する。

戦争の準備に使われている巨額の資源を、気候の保護、パンデミックからのより良い回復、持続可能な開発目標（SDGs）の達成へと振り向けるべきである。

原爆投下から 77 年経とうとする中、もはや言い訳や偽りの約束は許されない。

私たちは核保有国に対して、新型の核兵器や運搬手段またその主要部品をつくる計画を停止するよう求める。核保有国はその予算を、核兵器の開発、実験、使用の被害者の援助や回復のために振り向けるべきである。警告即発射の態勢を終え核の近代化計画をやめることは核のリスク低減に資する。国家的・地域的安全保障戦略から核兵器の役割をなくすることも同様である。核兵器のリスクを完全になくすることは核兵器の廃絶によってのみ可能である。NPT 締約国は新型核兵器の開発や核軍備競争を止めるべきであり、それにはそうした開発に対する援助の提供をやめることも含まれる。核兵器産業から投資を撤退させた官民の基金を私たちは称賛し、他の金融機関にも同様に行動するよう奨励する。

---

\* 翻訳・要約：ピースボート

各国がむしろ行うべきことは、被爆二世・三世を含む核被害者の健康影響に関する研究を進め、被害者への差別を防ぐことである。今日でも苦しんでいる被爆二世を含む核被害者の人権を保障しそのような苦しみが繰り返されないことを確保することは、国際社会共通の責任である。核被害者およびその子孫に対する医学的、経済的、社会的援助を行うことは、国際社会の責任である。

核兵器のいかなる時のいかなる使用であれ破滅的な人道上の結末をもたらすことは明らかである。核兵器の使用や威嚇は戦争法や国際人権法に違反しており、核による絶滅から解放されるといふ将来世代の権利を侵すものである。

核兵器の人道上の影響に関する教育は、軍縮・不拡散教育の主要な要素として世界的に普及されるべきであり、国連の「軍縮ユース」プログラムなどの若者の取り組みへの支持が集められるべきである。

## II. 手段や枠組みがすでにあるが、実行されていない

NPTは核不拡散のみならず、核軍縮に関する行動を要請している。1995年の再検討・延長会議において核兵器廃絶を完了するという誓約がなされ、2000年、2010年の再検討会議においてもそれに続くさらなる誓約がなされた。しかしこれらの重要な合意の多くはいまだに実行に移されていない。これらを再確認して誠実に実行することが、NPT第6条を遵守するという決意表明になる。そうでないとNPTの約束やプロセスそのものの価値をおとしめることになる。

2000年NPT再検討会議で合意された「包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効」や「核兵器の全面的廃絶を達成するという明確な約束」、2010年再検討会議での「すべての種類の核兵器を削減し廃棄するためのさらなる取り組み」の約束は、NPT第6条の法的義務を果たす上で重要なものである。

しかし、核兵器国は、これらの約束に反する行動をとっている。米ロが中距離核戦力（INF）全廃条約の遵守をめぐる対立を解決できなかったことが、新しい軍拡競争の扉を開けてしまった。米ロ両国は新しい核兵器システムの開発や配備を進めている。

中国は陸上発射の戦略ミサイル戦力を強化し保有兵器を増強・多様化していると報じられており、そのことが米国によるさらなる核戦力の近代化を刺激している。

2021年にはイギリスが核弾頭保有の上限を上げ、核戦力の透明性を下げると発表した。これはそれまでのイギリスの核軍縮政策の驚くべき逆転である。イギリスはさらに米議会に対して、新型核弾頭W93の開発に多額の予算を要求している。フランスの核兵器支出も近年増加している。

### 軍備管理・軍縮のための新しい措置

米ロは、2026年初めに期限を迎える新STARTを継承する協定を交渉し妥結すべきである。それは全種類の核弾頭と運搬手段を削減し、核弾頭の解体の検証を伴うものであるべきだ。

中国もNPT第6条の義務に従い核兵器の制限や削減のための交渉に参加すべきである。米ロに比べて保有数が少ないということは交渉を拒む理由にならない。交渉の中でたとえば、米ロが削減するあいだ中国は拡大しないと合意をすることができる。

2010年NPT再検討会議は「核兵器のない世界を達成し維持するための枠組みを確立する特別な努力」を全締約国が行うと合意した。非核保有国は核兵器禁止条約を成立させることでその努力を行った。核保有国が「特別な努力」を示すべきときである。NPT上の核保有5カ国は核兵器廃絶のための交渉を開始すべきであり、NPT外の核保有国はそれに加

わるべきである。NPT を締結している非核保有国の利益もそのような交渉に反映される必要がある。核兵器廃絶への道筋には、核兵器禁止条約（TPNW）や、包括的核兵器条約（NWC）や、複数の条約による枠組みなどが含まれうる——そのうち後2者は2010年のNPT再検討会議の最終文書で言及されている。

私たちは核保有5カ国を含む全NPT締約国に少なくとも以下のことを再検討会議の最終文書に盛り込むよう求める。

- 米ロに対して新STARTを継承する協定——戦略核・非戦略核・運搬手段を検証を伴う形でさらに削減するもの——を交渉し2025年までに妥結するよう求めること。
- 米ロが核攻撃力を削減しミサイル迎撃システムを制限する新協定を交渉する間、他のNPT上の核保有国に対して核兵器保有数を凍結し核分裂性物質を削減するよう求めること。
- 核保有5カ国に多国間の軍縮交渉を2025年までに開始するよう誓約させ、2025年のNPT再検討会議で核兵器廃絶交渉の提案を報告させること。

### 他の条約の履行がNPTを補完し強化する

NPTの完全履行のためには、他の条約の履行が欠かせない。

米中などが包括的核実験禁止条約（CTBT）に批准しないままであることは、NPT第6条の責任を果たしていないことを意味する。NPT締約国がNPT強化に真剣であるなら、CTBTを批准しその発効に貢献すべきである。低威力の核爆発実験が行われているかもしれないという懸念にもっとも効果的に対処する方法は、米国や中国およびその他の未批准国がCTBTを批准し同条約の発効を促すことである。条約が発効すれば、強力な現地査察が可能となる。

NPT第6条の義務を達成するためには核兵器を禁止する法的規範が必要である。核兵器禁止条約はNPTを明確に支持しており、NPT第6条のさらなる約束を果たすことに資する。核兵器禁止条約は、その締約国に対して条約発効時の保障措置義務を維持することを義務づけるなど、NPTの不拡散規範を強化するものである。

核兵器禁止条約は、核兵器廃絶に向けた国際人道・人権法を含む法的、政治的、道徳的な動力となる。核兵器禁止条約が国際社会を分断しているとの批判があるが、核による絶滅の脅威が人類を分断していることをこそ憂慮すべきである。

NPT再検討会議は核兵器禁止条約の発効を歓迎し、同条約がNPTを補完し相互に強化し合う条約であると認めるべきである。

### 国際協力が求められる地域課題

多くの国が参加する非核地帯は、核兵器のない世界という目標に向けた重要な貢献をしている。

#### ●中東

米国とイランは2015年の核合意（JCPOA）遵守に復帰するという道筋に合意できていない。JCPOAはイランの核能力に対する懸念に対処する重要な協定であり、NPT締約国はJCPOAを支持し、米国とイランに同合意の即時遵守を求めるべきである。それによりさらなる地域的不拡散・軍縮の交渉が可能となり、中東における非核・非大量破壊兵器地帯の設立に資する。そのような外交に失敗すれば、中東地域で深刻な核拡散のリスクが高まるだろう。

イランは、国際原子力機関（IAEA）の保障措置遵守の検証に協力すべきである。イランは、濃縮施設におけるIAEAの監視を復活させる合意を即時に結ぶべきである。JCPOA遵守のための交渉が続いている間はイランはウラン濃縮能力を拡大させないこと、地域唯一の核保有国であるイスラエルはイランに対する破壊や暗殺といった行為をしないことを、NPT締約国は求めるべきである。

中東非核・非大量破壊兵器地帯の目標に向けてNPT締約国は建設的に協力すべきであり、2019年および2021年の国際会議の成果を歓迎しその後につなげるべきである。そのような地帯の設立のためにも、中東諸国は機微な核燃料技術の取得・運転をやめ、CTBT、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、核兵器禁止条約、IAEA追加議定書に署名・批准すべきである。

## ●北東アジア

朝鮮半島の平和と非核化を検証可能で持続可能な外交的合意により達成すべきである。そのような合意には、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）への安全の保証、DPRKの核兵器とその運搬手段の停止と最終的な除去、朝鮮戦争の終結、朝鮮半島からのすべての核兵器と核の傘の恒久的な除去が含まれる。2018年のシンガポール会談で米朝首脳は両国の新しい関係樹立、朝鮮半島における持続的な平和体制、朝鮮半島の完全な非核化への取り組みについて合意し、相互信頼醸成の必要性についても述べた。

しかしこの合意は実行に移されず、交渉は停滞している。朝鮮半島の非核化の最終目標やそれに向けたプロセスや順番や速度について両国は異なる立場をとってきた。DPRKは2018年以来核実験やICBM実験をしないとの約束を守っているが、米韓は2019年に合同軍事演習を再開し、韓国は大規模な軍拡を進めている。DPRKは2021年1月に核能力と軍事力強化の意図を宣言し、ミサイル実験を行っている。緊張が高まる中、DPRKの核・ミサイル能力は強化され続けている。

NPT締約国は、建設的で効果的な解決策をめざすべきである。再検討会議は、関係改善、非核化、相互的軍事脅威削減、DPRKへの制裁の緩和などを含む包括的で段階的な外交戦略への支持を表明すべきである。

これらの措置や、DPRKにおける核製造・実験施設の不可逆的破壊といった実質的な非核化措置は、米国と韓国の側における国際社会の支援の下での相互的な措置がなければ実現しない。それには、部分的・段階的な制裁緩和、効果的な人道援助、相互的な安全の保証（核兵器不使用を含む）、朝鮮戦争の終戦宣言ならびに（休戦協定を置き換える）平和条約の交渉と早期妥結、米朝国交正常化交渉、NPT第6条の履行、米韓合同軍事演習の停止、米韓合同戦争計画の改訂、非武装地帯の両側における軍事配備の削減などが含まれる。このような取り組みが北東アジア非核地帯設立の条件を形成する。

北東アジアの他の国々は、非核地帯を含む同地域の持続的な安全保障メカニズム構築に積極的に寄与すべきである。朝鮮戦争の開戦から70年以上が経ち、戦争状態を公式に終結させ核兵器のない朝鮮半島を実現するための行動が求められる。

## ●欧州と核シェアリング

米国の核兵器計180発がベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコの5カ国に前方配備されている。NPT上は非核保有国とされるこれら5カ国は核軍縮に特別の責任を負っている。このうち4カ国では、核兵器の管理を受領するための軍事訓練が行われている。

NATO 官僚はこうした前方配備政策を変えることに抵抗している。2010 年以来彼らは、NATO は核軍備管理・軍縮・不拡散にコミットしているが「核兵器が存在する限り NATO は核の同盟である」と言い続けている。このような姿勢は NATO 加盟国の NPT 上の誓約に逆行するものであり、各国の世論や議会の意思にも反するものである。NPT 締約国は NATO 加盟国に対して、核シェアリング政策を再評価することを促すべきである。

安全保障戦略における核兵器の役割を減らすことは、核兵器国のみの責任ではない。核の傘の下で核兵器保有を奨励し続けることは、核兵器廃絶の努力を困難にするものである。

### III. 起ち上がり行動する者たち

核軍縮の最終的責任が核保有国と同盟国にあるとはいえ、他の主体が多様な方法で核兵器廃絶に取り組んでいる。市民社会のさまざまな主体が NPT の目標に向けて行動しており、現状のままを許容することはできないと表明している。

#### 議員

- 列国議員同盟 (IPU) は、CTBT 早期発効などを求める決議を全会一致で採択した。
- IPU と核軍縮・不拡散議員連盟 (PNND) の行動計画は、NPT 再検討会議の過去の合意の履行を促進するために議員に役割があることを示している。
- 世界の 1,600 人以上の議員が核兵器禁止条約を支持する「議員誓約」に署名し、核兵器廃絶のための数々の議会決議や動議が——核シェアリングの終了や核兵器起因し条約批准などを求めて——採択されている。

#### 都市

- 都市は核兵器の標的となり、使用されれば壊滅してしまう。国連は 2018 年、世界の人口の 55 パーセントが都市に住んでおり、2050 年には 68 パーセントになると発表した。
- 平和首長会議に 165 カ国から 8,000 以上の都市が参加し核兵器廃絶と安全な都市を求めている。
- 世界数百の都市が ICAN のシティー・アピールに賛同を表明し、各国政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めている。
- 米国の 50 以上の都市が「瀬戸際からの帰還 (バック・フロム・ザ・ブリンク)」キャンペーンを支持し、米国政府に核軍縮と核リスク削減を求めている。
- 米ニューヨーク市を含む多くの都市が、核兵器製造企業に投資しないことを決めている。

#### 民間企業

- 少なくとも米、ロ、英、仏、中、印では民間企業が核兵器の製造、維持、近代化に関わっている。これらを支えているのは、こうした企業に投融資する金融機関である。
- 世界の多くの金融機関が、国際人道法に反する核兵器やその主要部分の製造に関わる企業への投資をやめている。政府基金が核兵器禁止条約を理由に挙げて核兵器製造業者に投資しないと決定している例も多い。そのような流れを理由にして、たとえばイギリスのセルコ社は、新しい核兵器関連契約を行わないと決定した。
- 問題のある兵器を製造する企業への投資は、そのような兵器製造に対する援助にあたるという規範ができつつある。持続可能な金融において、非人道的または無差別

的な兵器の製造に関わることは問題であるという流れができつつある。

### 多様性と女性の参画

- 核軍縮・不拡散の議論への参加者の多様性が重要であることが徐々に認識され、「北」諸国の男性が支配してきたフォーラムへの女性の参画が拡大してきた。
- NPT プロセスに女性が完全かつ効果的に参画することの重要性は、これまでサイドイベントや議長総括のなかで強調されてきた。
- これまで核の議論の中で疎外されてきた非西欧、非白人、性同一性のない又は異性愛でない人々、核兵器の使用・実験・製造の生存者、障害者や社会的に不利な立場にある人々などの効果的で有意義な参画を促すことが、議論を真に多様なものとするために重要である。

### 医療従事者

- 核戦争防止医師会議（IPPNW）など多くの NGO や医療従事者が、核兵器の人類への影響を調査し警告してきた。
- 世界保健機関（WHO）は 1984 年に核兵器は「人々の健康と福祉に対するもっとも重大で即時的な脅威」であると警告した。
- 世界医師会（WMA）、赤十字国際委員会（ICRC）、国際看護師協会（ICN）、国際医学生連盟（IFMSA）は、IPPNW とともに、2021 年 1 月の核兵器禁止条約発効にあたり、核戦争は世界的な飢饉を引き起こし数十億人を危機に陥れるなど、人間の健康に対する人道上の甚大な影響を与えることを警告している。

### 被爆者

- 被爆者の平均年齢は 83 歳を超えた。被爆者は自らが体験した生き地獄を次世代に味あわせないため「ノーモア・ヒバクシャ」を訴え、自らが生きているうちに核兵器のない世界を実現することを求めて NPT 会議に繰り返し出席し、第 6 条の履行を求めてきた。
- 核兵器を禁止し廃絶する条約を求める「ヒバクシャ国際署名」には世界 1,300 万人以上が賛同した。被爆者はすべての国に核兵器禁止条約に加わるよう求める新たな署名活動を始めている。
- 被爆二世もまた核被害者である。遺伝的影響を明確に否定する科学的証拠は存在しない。2018 年の NPT 準備委員会には被爆二世の代表団が初めて参加しサイドイベントを行い、放射線の将来世代への影響による人権侵害を訴えた。

### 宗教者

- 2019 年 11 月、ローマ教皇フランシスコは長崎と広島を訪問し、核兵器の使用と保有は倫理に反すると述べた。核兵器の威嚇に基づく安全保障政策から脱却することは人道と倫理の要請である。それは、戦争の惨害を繰り返さないという 75 年前の国連設立の目的に沿うものでもある。
- ローマ教皇の宣言は、他の諸宗教の見解と同様に、核兵器の脅威を受け入れる考え方を普遍的な倫理と非暴力の考え方へと転換させるものである。

### 若者

- 若者たちは旧世代が遺した諸問題——気候変動であれ核兵器であれ——のつけを回



されることに甘んじていない。

- 彼らは、気候変動の問題も核兵器の問題も、地球的な協力と共通の人間の安全保障が必要であり、莫大な核兵器予算は気候の保護や、パンデミックからより良く回復することや、SDGsを達成することに回されるべきだと訴えている。
- 旧世代の者たちは、地球を救えという彼らの訴えに耳を傾け行動しなければならない。

#### IV. まとめ

核兵器を廃絶し、公正かつ平和で持続可能な地球社会を実現するためには、私たちは抑止論という恐怖に基づく非合理的なイデオロギーを捨て、核兵器が偶発的にであれ意図的にであれいずれ使われるという合理的な恐れを抱くべきである。そして、安全保障というものを人道的また環境的視点から再定義し、核兵器の廃絶と大幅な非軍事化によって資源を人間のニーズおよび環境保護に回すべきである。

COVID-19のパンデミックは、もはやこの世界に核兵器の居場所はないということを示した。科学者たちはこれまで感染症の警告をしてきたが無視され、その結果、いま私たちは皆苦しんでいる。いま科学と社会は核兵器に警鐘を鳴らしている。今日のパンデミックは、大規模災害を前にしていかに私たちが無力であることを示した。核戦争からの回復は不可能であり、唯一の理性的な道はその予防である。